

二宮町開発道路整備基準

(趣旨)

第1条 この基準は、二宮町の開発事業における手続及び基準等に関する条例（平成29年二宮町条例第9号。以下「条例」という。）及び二宮町の開発事業における手続及び基準等に関する条例施行規則（平成29年二宮町規則第13号。以下「規則」という。）に基づき、町が管理することとなる道路（以下「町道等」という。）の構造及び道路付属施設の仕様について必要な事項を定めるものとする。

(一般基準)

第2条 町道等の整備に当たっては、この基準及び次に掲げる政令、指針、要綱等によるものとする。

- (1) 道路構造令（昭和45年政令第320号）
- (2) 建設省制定土木構造物標準設計（社団法人全日本建設技術協会発行）
- (3) 舗装設計便覧（社団法人日本道路協会発行）
- (4) 舗装施工便覧（社団法人日本道路協会発行）
- (5) 舗装設計施工指針（社団法人日本道路協会発行）
- (6) セメントコンクリート舗装要綱（社団法人日本道路協会発行）
- (7) 道路土工指針（社団法人日本道路協会発行）
- (8) 道路橋示方書（社団法人日本道路協会発行）
- (9) 防護柵の設置基準・同解説（社団法人日本道路協会発行）
- (10) 道路反射鏡設置基準（社団法人日本道路協会発行）
- (11) 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）
- (12) 道路標識設置基準・同解説（社団法人日本道路協会発行）
- (13) 道路標識ハンドブック（社団法人全国道路標識・標示業協会発行）
- (14) 路面標示ハンドブック（社団法人全国道路標識・標示業協会発行）
- (15) 道路照明施設設置基準・同解説（社団法人日本道路協会発行）
- (16) 視線誘導標設置基準（社団法人日本道路協会発行）
- (17) コンクリート標準示方書（土木学会発行）
- (18) みんなのバリアフリーまちづくり整備ガイドブック（神奈川県発行）

(19) 道路の移動等円滑化整備ガイドライン（財団法人国土技術研究センター発行）

(20) 土木工事共通仕様書（神奈川県発行）

(21) 土木工事施工管理基準（神奈川県発行）

2 前項に定める以外の基準・指針類については、道路管理者と協議すること。

3 標準の構造図等は、別表に定めるものとする。

（道路線形）

第3条 道路線形は、地形や土地利用の状況を考慮し、極端な曲線を避けるとともに、交通の安全性、円滑性、連続性及び維持管理に配慮したものとする。

2 交差点付近は屈曲を避け、直線又は可能な限り緩やかな線形にするものとし、交差角度（別図1）は、原則として直角又はそれに近い角度とする。

3 新設道路（別図2）は、既設道路に接続して車両等が通り抜けられるよう配置し、行き止まり道路は避けるものとする。ただし、当該道路が他の道路との接続が予定されている場合又は次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 道路の延長が35メートル以下の場合

イ 道路の延長が35メートルを超える場合で、終端及び適当な区間ごとに自動車の転回広場が設けられている場合（別図3）

ウ 道路の幅員が6メートル以上の場合

（縦断勾配）

第4条 車道の縦断勾配は次に掲げるものとする。

(1) 車道の縦断勾配は9パーセント以下とする。ただし、地形等によりやむを得ないと認める場合は、小区間に限り、12パーセント以下とすることができる。

(2) 車道の縦断勾配が変化する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

(3) 道路の交差部、接続部、屈曲部及び転回広場については、車両が円滑に通行できるよう2.5パーセント以下の緩勾配とするよう努めること。

（横断勾配）

第5条 路面に降った雨水を側溝に導くために、2パーセントを標準とした横断勾配（別図4）を設ける。

（道路幅員）

第6条 開発区域内に設置する道路は、幅員6.0メートル以上を原則とする。

ただし、次に掲げる延長区間においては以下の表のとおりでも可とする。（別図5）

道路の延長区間	道路の幅員
70メートル以下のとき	4.5メートル以上
70メートルを超え 100メートル以下のとき	5.0メートル以上

(開発区域に接する道路の整備)

第7条 開発区域に接する道路において、道路線形に段が生じる場合や、幅員の急激な変化で、通行に支障をきたす恐れのある場合は、道路管理者と協議し、必要な整備を行うものとする。(別図6)

(隅切り)

第8条 道路が同一平面で交差する箇所の両角や、屈曲する角地には、隅切りを設け、見通しを確保しなければならない。(別図7)

2 交差点及び、屈曲する部分における隅切り長は、以下の表の長さ以上とする。

道路幅員の 組み合わせ	6.0m 以下	9.0m 以下	12.0m 以下
6.0m 以下	3 m以上 (4.5m以上)	3 m以上 (4.5m以上)	3 m以上 (4.5m以上)
9.0m 以下	—	5.0m以上 (6.0m以上)	5.0m以上 (6.0m以上)
12.0m 以下	—	—	6.0m以上

3 地形等により、両角に隅切りを設けることが出来ない場合は、道路管理者と協議してやむを得ない場合に限り片隅切りにできるものとし、隅切り長については、前項の表中の()内を標準とする。

(舗装構成等)

第9条 道路の路面は舗装するものとする。

2 車道及び歩道はアスファルト舗装とする。ただし、現地状況を勘案しアスファルト舗装が構造的に適当でない判断される場合は、この限りでない。

3 舗装構成は、計画交通量及び路床(車道部の路盤より下層の部分をいう。以下同じ。)状況により十分な強度と耐久性を有する構造とする。ただし、新設道路の舗装構成は、別図8を標準とする。

4 縦断勾配が9パーセントを超える場合は、滑り止め舗装とする。

(道路と隣接地との高低差処理)

第10条 道路と隣接地に高低差が存在する場合は、安定な法面又は擁壁を設けるものとし、その構造は、神奈川県基準に則ったL形擁壁(別図9)を原則

とする。

(道路盛土)

第 11 条 路床の盛土(別図 10)を施して道路を設ける場合は、圧密沈下が生じないようにする。

- 2 盛土材は、再生砕石(RC-40)を標準とする。
- 3 盛土施工は、層厚 20 センチメートル以下ごとに、十分に転圧しなければならない。
- 4 特に軟弱である場合は C B R 試験を実施して、その結果に基づき適正な施工方法を定める。

(歩道)

第 12 条 歩道(別図 11)を設ける場合は、次の形式とする。

- (1) 歩道の有効幅員は、2メートル以上とする。
- (2) 歩道の構造は、セミフラット式で横断勾配 2 パーセントの舗装を標準とする。
- (3) 歩道の巻き込み部は、セーフティブロック等を使用し段差改善を図ること。
- (4) その他の構造基準については、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例(平成 7 年神奈川県条例第 5 号)に準拠した構造とする。

(歩道の切下げ)

第 13 条 車両等の出入口のための歩道切下げについては、二宮町歩道切下げ基準によるものとする。

(排水施設)

第 14 条 道路には道路排水施設を設けるものとし、次に適合するものとする。

- (1) 排水は自然流下により、既存の排水施設及び河川へ接続することを原則とする。
- (2) 新設する道路排水施設は両側側溝を原則とする。(別図 12、13)
- (3) 排水施設には、側溝内を点検するためグレーチング部を設けるものとし、屈曲部及び 9 メートルを超えない間隔で配置しなければならない。
- (4) 接続道路等における既存の排水施設が、落ち蓋形式の側溝である場合は、現場打ち床版及び、グレーチング構造に改良するものとする。(別図 14)
- (5) 交差点及び分合流点等には集水柵を設け、排水の不都合が生じないように配慮するものとする。
- (6) 交差点内の排水施設は、暗渠^{きよ}構造(別図 15)とする。

- (7) 排水施設のグレーチングは、車道で耐荷重 T-25、歩道で耐荷重 T-14 を標準とする。
- (8) グレーチングの仕様は、次によるものとする。
 - ア 原則として4点ボルト固定の4面受枠とし、集水枠も同様の構造とする。
 - イ 歩行者が通行する部分に設置するグレーチングは、細目グレーチングとし、すべり止め加工を施したタイプとする。
- (9) 排水施設の内空断面は、呼び径 300 ミリメートル以上を原則とする。
- (10) 排水施設の最小勾配は、0.5 パーセントとし、最大勾配は 6.0 パーセントとする。
- (11) 最大勾配又は流速 3.0 メートル／秒を満足できない区間が存在する場合は、排水の減勢構造（別図 16）を設けなければならない。
- (12) 前各号の規定にかかわらず、流量や構造の計算等により道路管理者が必要としないと判断した場合は、この限りでない。

（宅内排水の排水施設への接続）

第 15 条 宅内排水の道路排水施設（道路側溝）への接続は、雨水流失の抑制施設を設置している場合を除き認めない。ただし、合併浄化槽の放流水はこの限りではない。

（交通安全施設）

第 16 条 交通事故の防止を図るため、必要がある場合においては、道路反射鏡、防護柵、視線誘導標等の交通安全施設を次のとおり設けるものとする。この場合において、交通管理者とも同様に協議を行い、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 道路のカーブ又は曲がり角において、車両が安全に走行するために必要な直接目視により見通すことのできる距離（以下「見通し距離」という。）が確保できないと認められる場合は、道路反射鏡を設けるものとする。
- (2) 信号機が設置されていない交差点において、交差点の見通し距離が確保できないと認められる場合は、道路反射鏡を設けるものとする。
- (3) 道路反射鏡の設置方法は、電柱共架を原則とし、やむを得ない場合に限り、独立柱での設置とする。この場合において、設置場所は歩行者及び車両の通行の妨げにならない町有地内とする。ただし、道路の幅員、構造等の理由により町有地内に設置できない場合は、土地の所有者等に承諾を得た上で、無償で長期設置が可能な民地に設置するものとする。
- (4) 道路隣接地が低く、道路より下に法面等の高低差ができる場合は、

転落防止の防護柵等を設けるものとする（別図9）。その場合の高さは、路面から柵面の上端までが1.1メートルを標準とする。

(5) 歩行者の横断を防止する必要がある区間等には、横断防止柵（別図11）を設けるものとする。横断防止柵の高さは、路面から柵面の上端までが0.8メートルを標準とする。

(6) 歩行者又は自転車利用者が、路外又は車道に転落するおそれのある区間には、転落防止柵（別図11）を設けるものとする。転落防止柵の高さは、路面から柵面の上端までが1.1メートルを標準とする。

(7) 道路線形等を明示し、運転者の視線誘導を行う必要のある区間には、視線誘導標を設けるものとする。

(8) 舗装された路面には、必要な場所に路面標示（マーキング）を設けるものとし、路面標示の種類及び設置場所等は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に定めるところによるものとする。

(9) 歩道等、乗合自動車停留所及び、自動車駐車場の通路等で、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所には、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に準拠した視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

（道路境界標の明示等）

第17条 道路には、官地と民地との境界を明確にするため、町の指定する道路境界標を埋設するものとする。この場合において、設置した道路境界標の位置を記録するため、境界確定図及び境界承諾書を作成し町へ提出するものとする。

（占用物件）

第18条 道路内に電柱等、交通の障害となる施設を設置しないこと。接続道路における、後退部分や、隅切り部分にかかる電柱等についても、道路外に移設するよう努めるものとする。

（その他）

第19条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は町長がその都度定めるものとする。

附 則

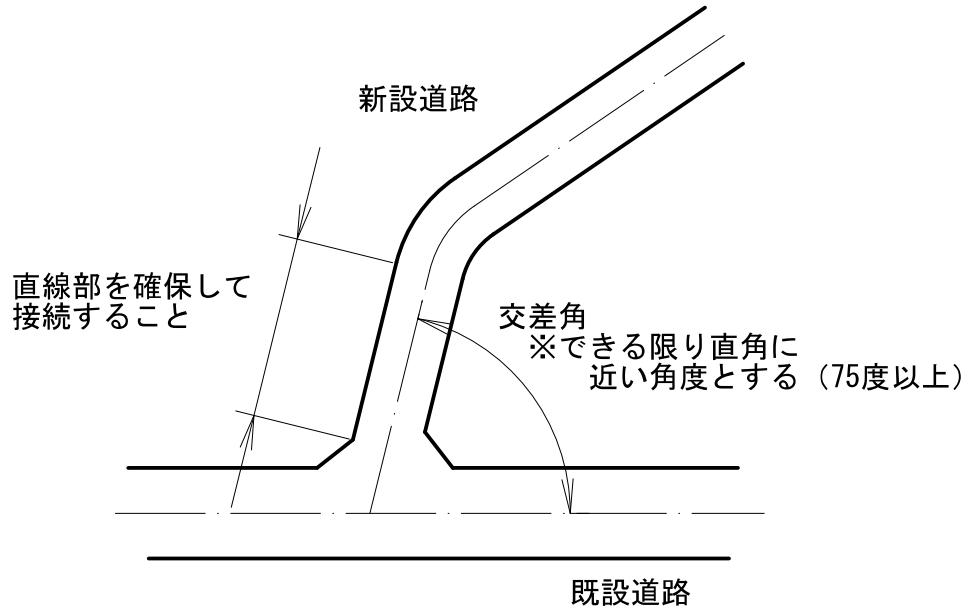
この基準は、平成30年1月1日から施行する。

別表

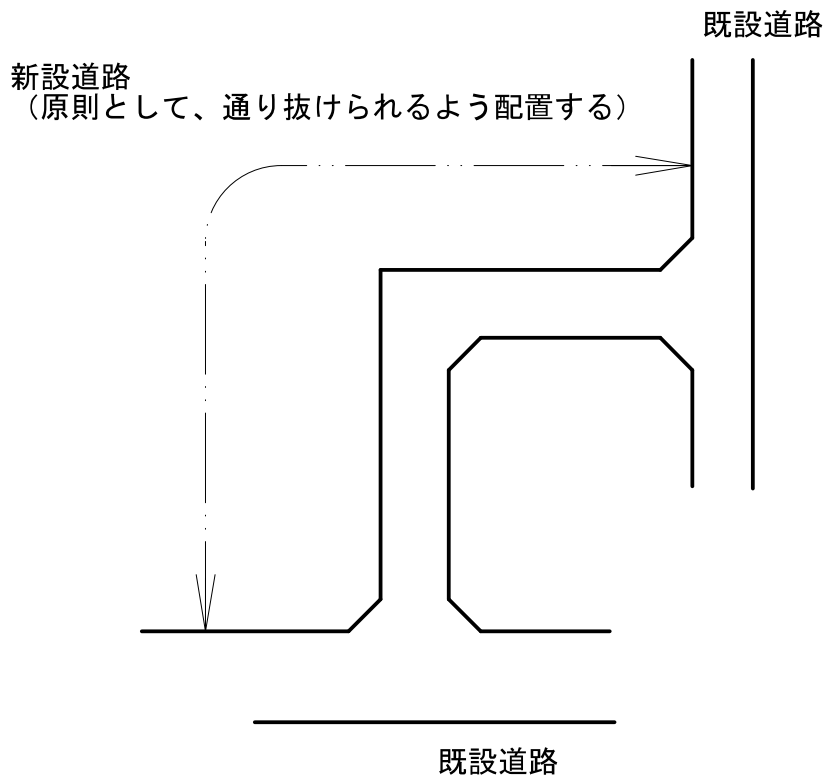
図番号内容

- 図 1 道路線形・交差角（第 3 条第 2 項関係）
- 図 2 道路線形・通り抜け形状（第 3 条第 3 項関係）
- 図 3 転回広場（第 3 条第 3 項イ関係）
- 図 4 横断勾配（第 5 条関係）
- 図 5 道路幅員（第 6 条関係）
- 図 6 開発区域に接する道路の整備の例（第 7 条関係）
- 図 7 交差点隅切り形状の例、折れ曲がり道路の隅切り長さの例（第 8 条関係）
- 図 8 舗装構成標準図（第 9 条第 3 項関係）
- 図 9 L 形擁壁（第 10 条関係）
- 図 10 盛土（第 11 条第 1 項関係）
- 図 11 歩道（第 12 条関係）
- 図 12 排水施設（第 14 条第 2 号関係）
- 図 13 新設側溝工の構造例（第 14 条第 2 号関係）
- 図 14 現場打ち甲蓋工の構造例（第 14 条第 4 号関係）
- 図 15 横断暗渠^{きよ}ブロック工の構造例（第 14 条第 6 号関係）
- 図 16 急勾配排水減勢処理構造の例（第 14 条第 11 号関係）

別図1 道路線形・交差角（第3条第2項関係）

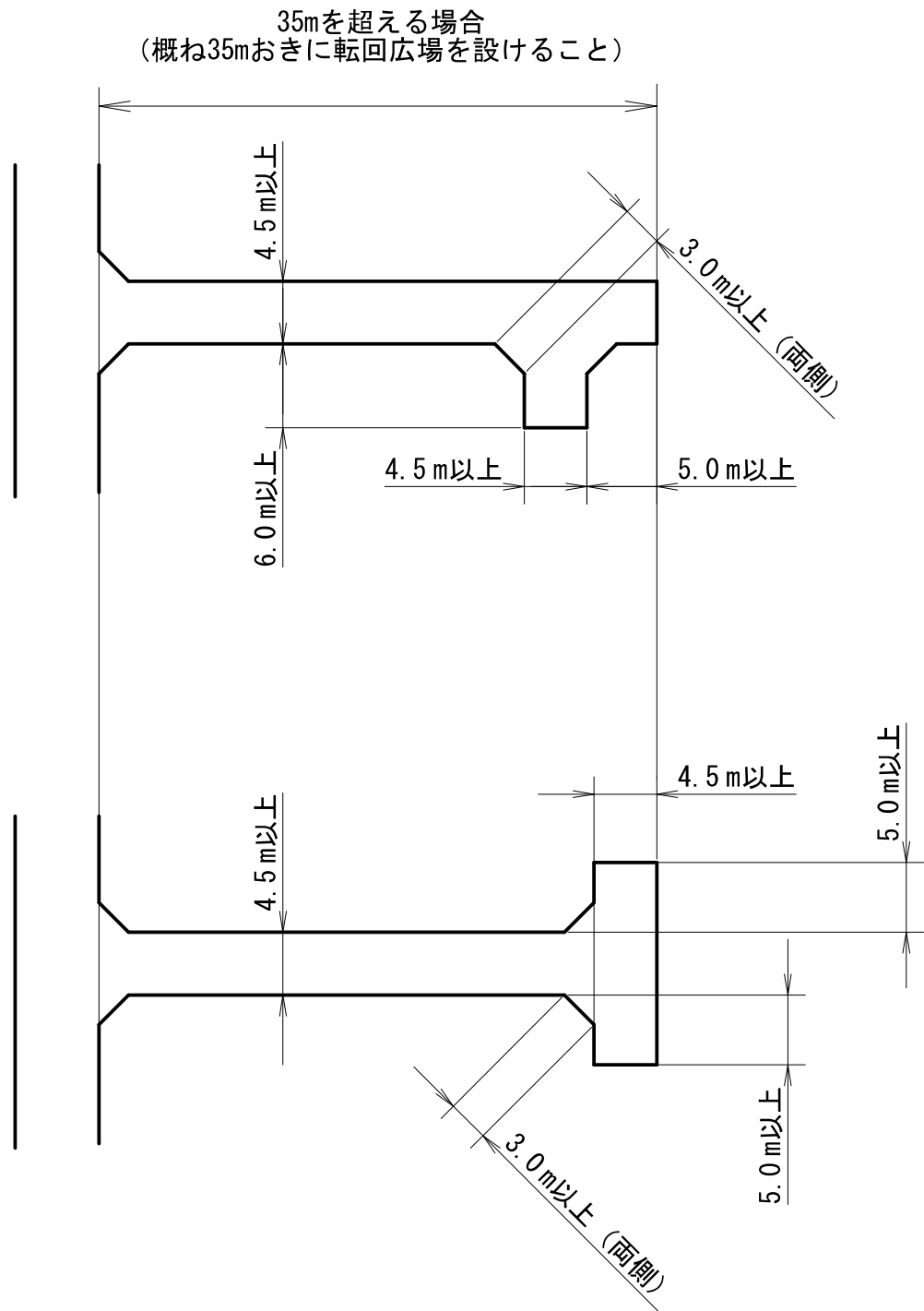


別図2 道路線形・通り抜け形状（第3条第3項関係）

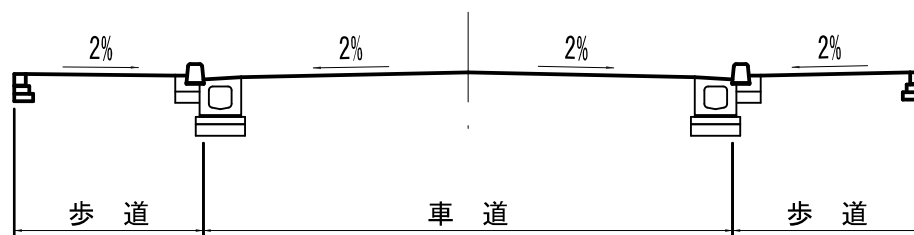


別図3 転回広場（第3条第3項イ関係）

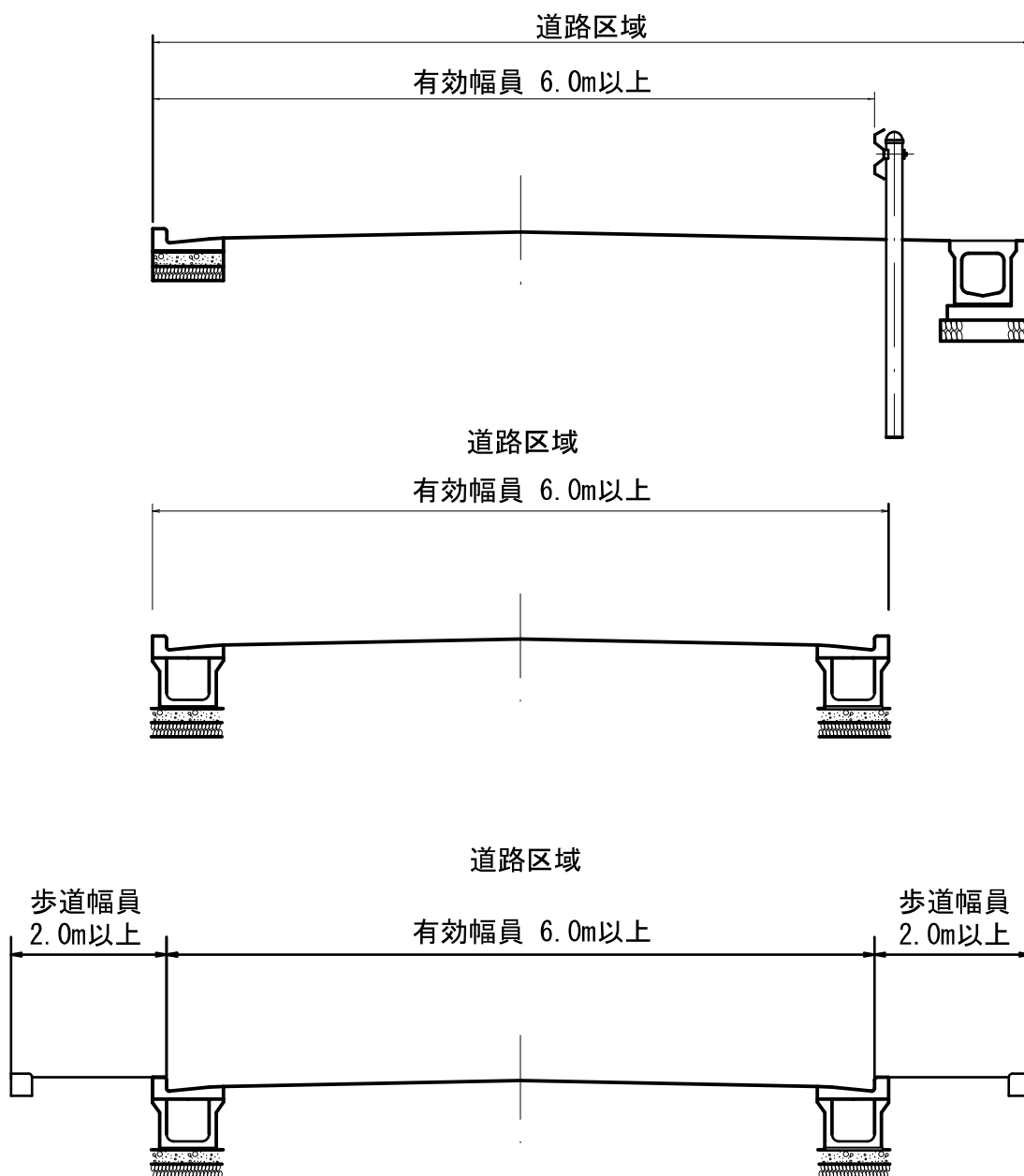
※行き止まり道路における転回広場の例



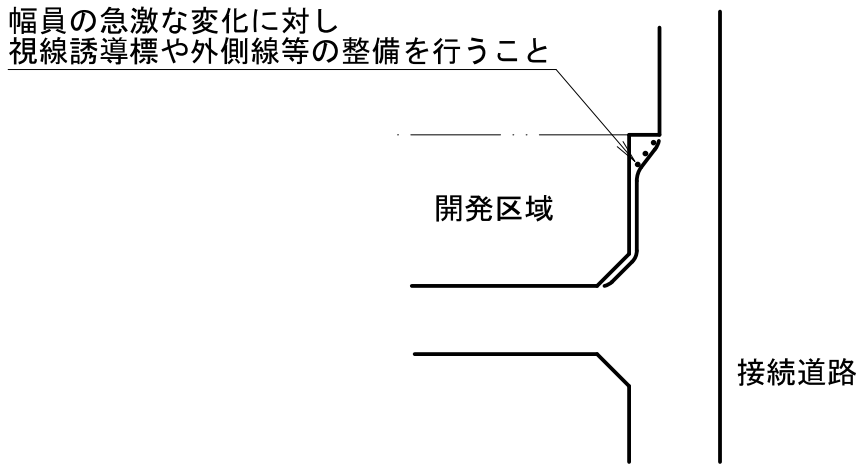
別図4 横断勾配 (第5条関係)



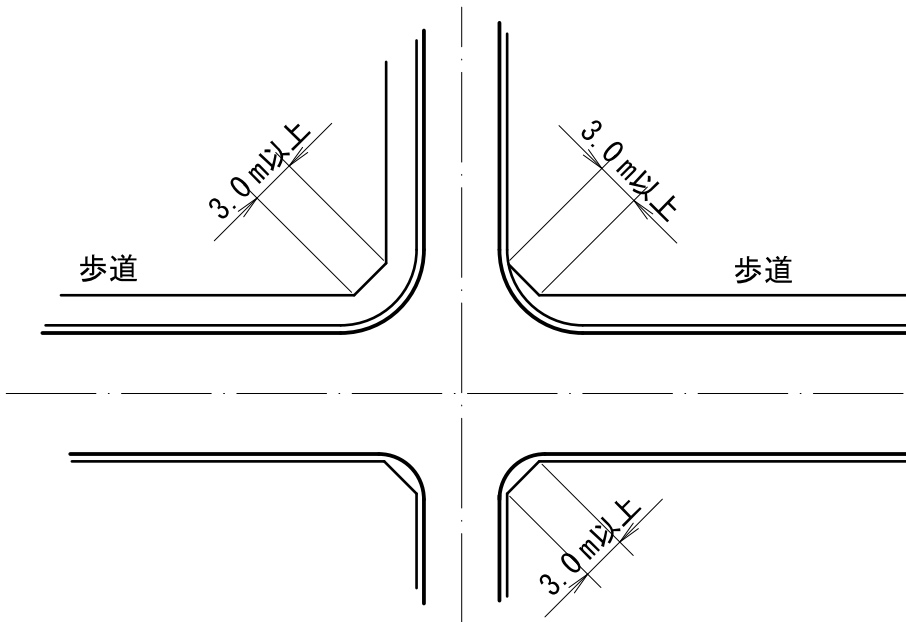
別図5 道路幅員 (第6条関係)



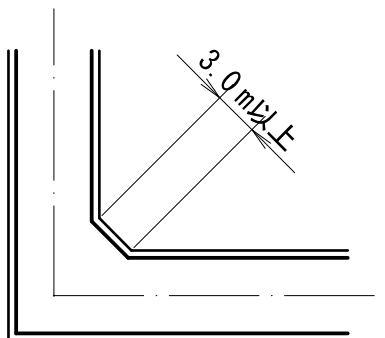
別図6 開発区域に接する道路の整備の例（第7条関係）



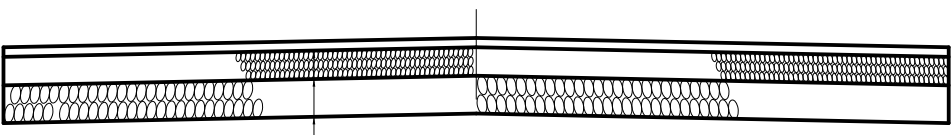
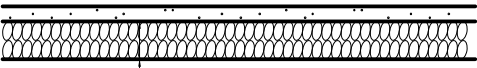
別図7 交差点隅切り形状の例（第8条関係）



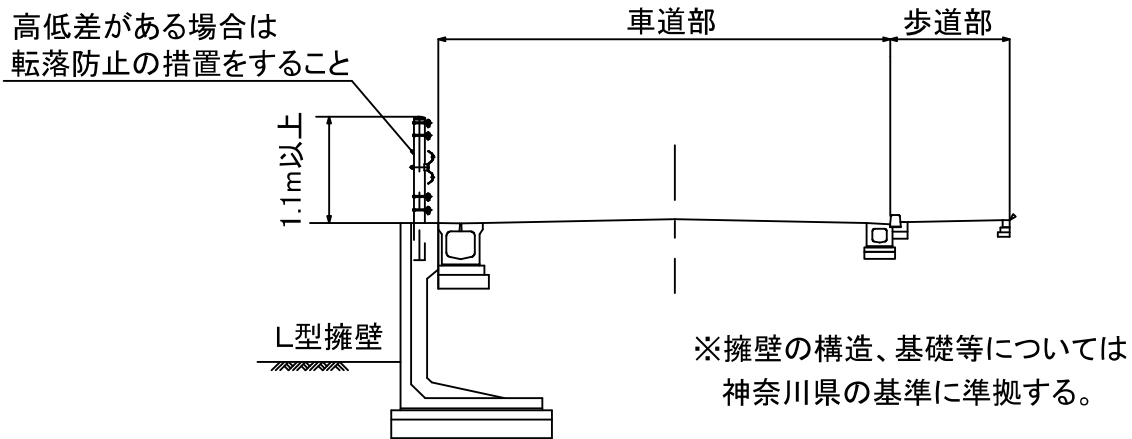
折れ曲がり道路の隅切り長の例



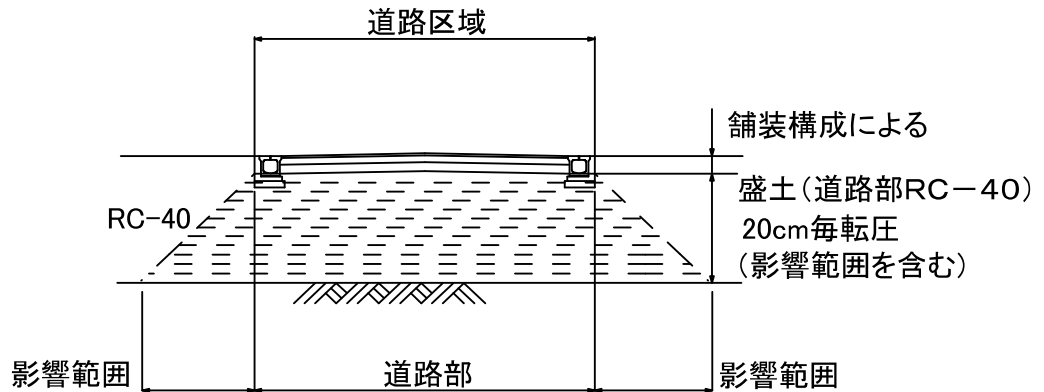
別図 8 舗装構成標準図 (第9条第3項関係)

舗 装 構 成									
車 道									
	<table border="1"> <tr> <td>表層工 密粒度 t=50</td> </tr> <tr> <td>上層路盤工 粒度調整碎石 (M-40) 又は再生粒度調整碎石 (RM-40) t=150</td> </tr> <tr> <td>下層路盤工 クラッシャーラン (C-40) 又は再生クラッシャーラン (RC-40) t=200</td> </tr> </table>	表層工 密粒度 t=50	上層路盤工 粒度調整碎石 (M-40) 又は再生粒度調整碎石 (RM-40) t=150	下層路盤工 クラッシャーラン (C-40) 又は再生クラッシャーラン (RC-40) t=200					
表層工 密粒度 t=50									
上層路盤工 粒度調整碎石 (M-40) 又は再生粒度調整碎石 (RM-40) t=150									
下層路盤工 クラッシャーラン (C-40) 又は再生クラッシャーラン (RC-40) t=200									
歩 道									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>一般部</th> <th>車乗入部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルト舗装(密粒度)</td> <td>t= 50</td> <td>t= 50</td> </tr> <tr> <td>路盤工(クラッシャーラン(C-40)または再生クラッシャーラン(RC-40))</td> <td>t=150</td> <td>t=250</td> </tr> </tbody> </table>		一般部	車乗入部	アスファルト舗装(密粒度)	t= 50	t= 50	路盤工(クラッシャーラン(C-40)または再生クラッシャーラン(RC-40))	t=150
	一般部	車乗入部							
アスファルト舗装(密粒度)	t= 50	t= 50							
路盤工(クラッシャーラン(C-40)または再生クラッシャーラン(RC-40))	t=150	t=250							

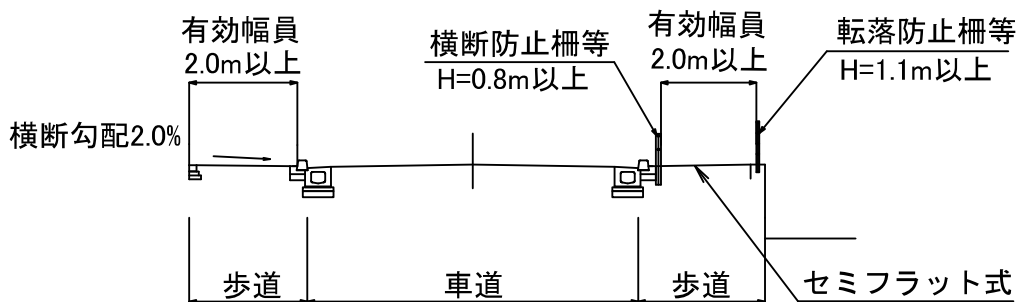
別図9 L型擁壁(第10条関係)



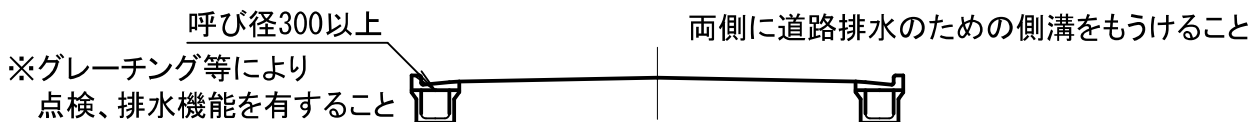
別図10 盛土(第11条第1項関係)



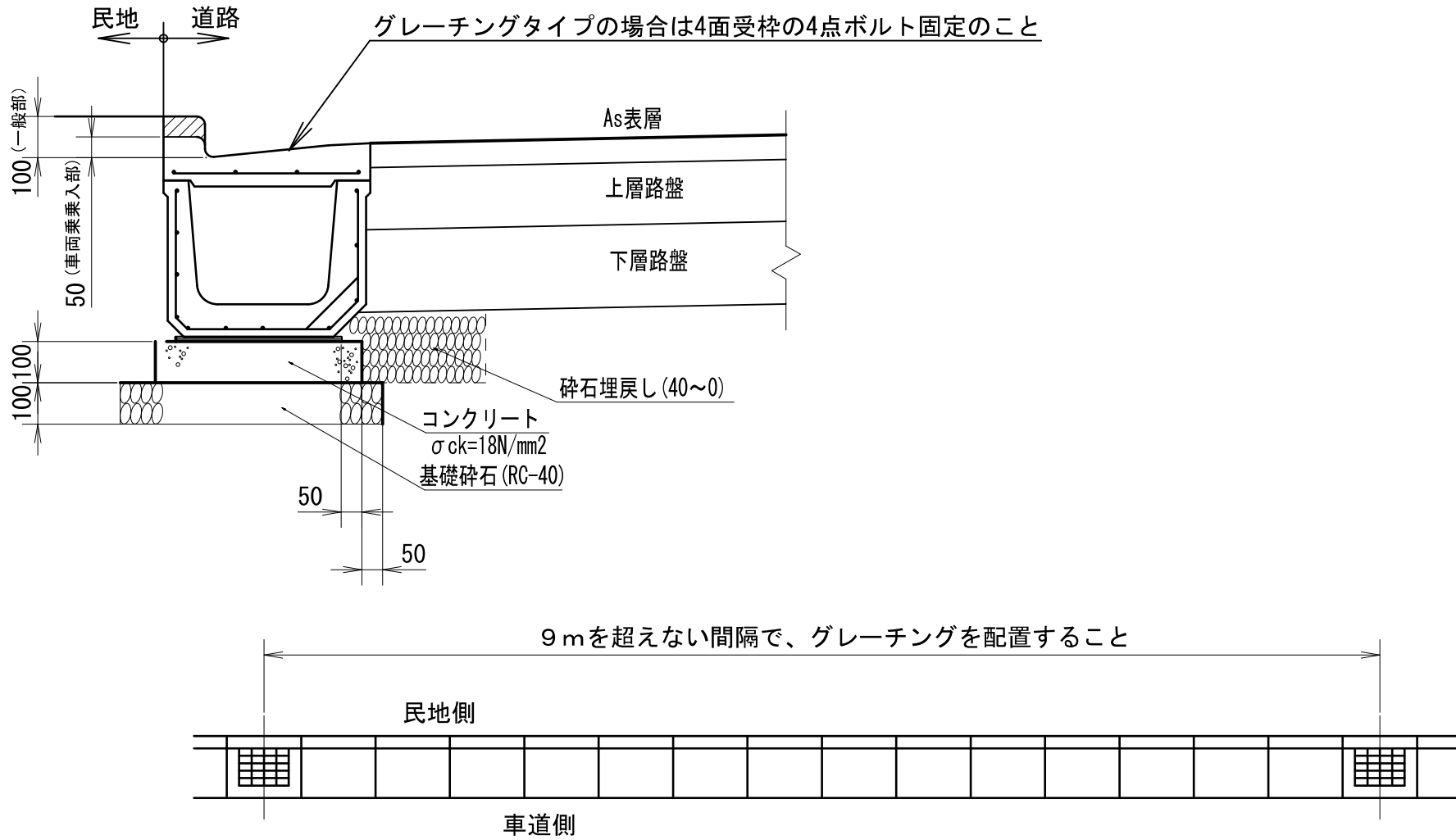
別図11 歩道(第12条関係)



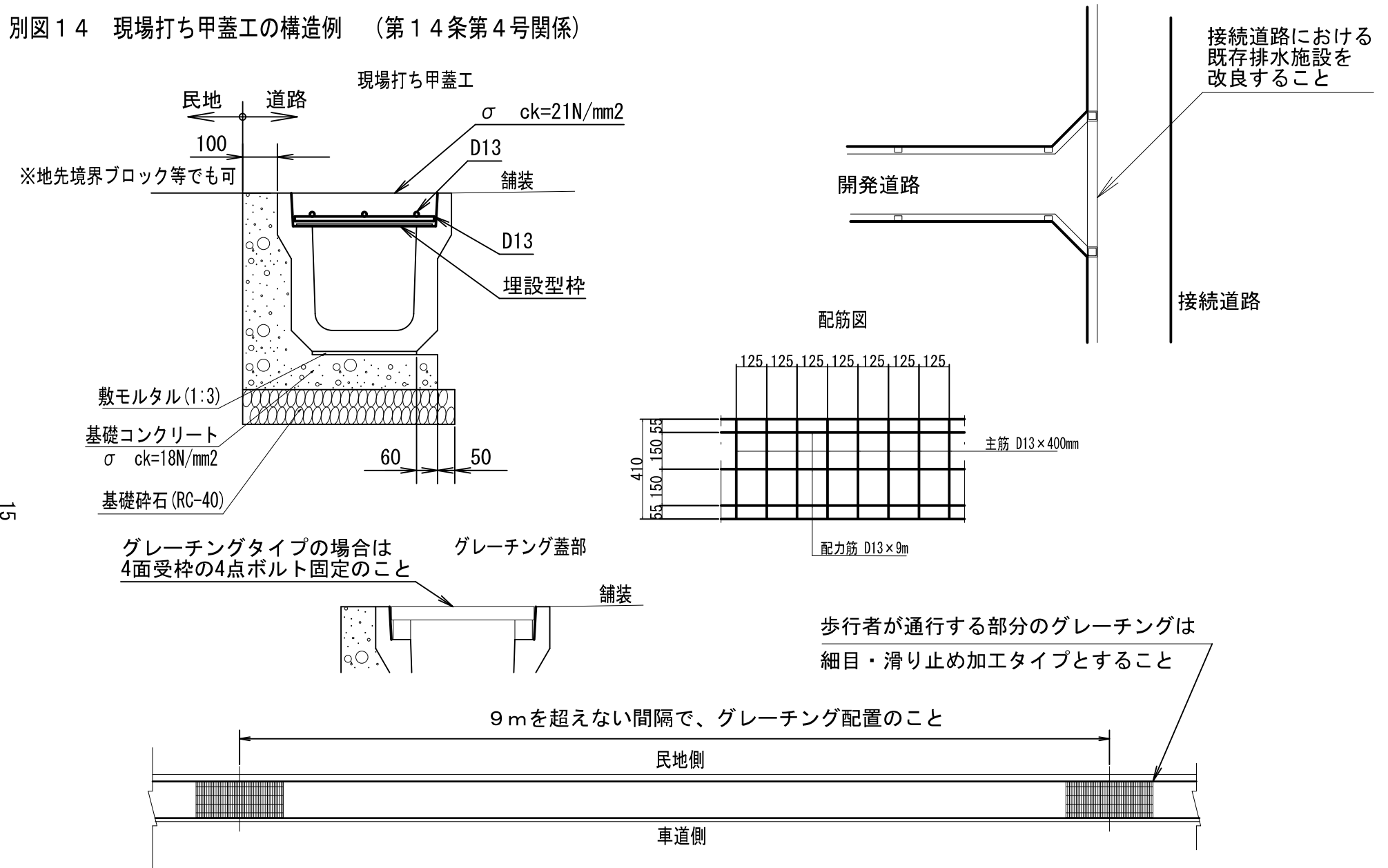
別図12 排水施設(第14条第2号関係)



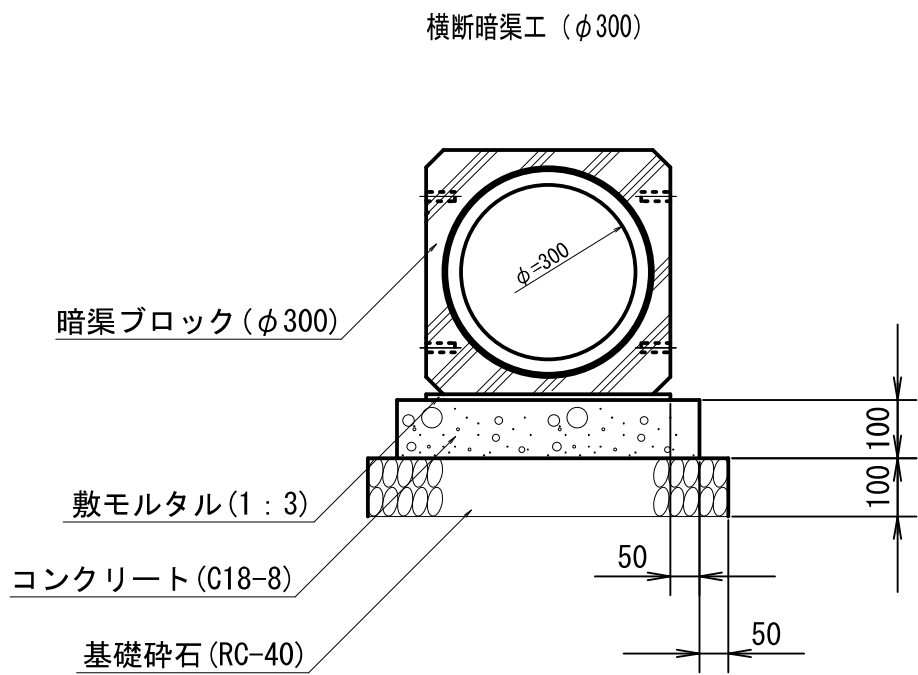
別図13 新設側溝工の構造例：LU側溝タイプ（第14条第2号関係）



別図14 現場打ち甲蓋工の構造例 (第14条第4号関係)



別図15 横断暗渠ブロック工の構造例 (第14条第6号関係)



※塩ビ管+巻コンクリート処理 (厚み10cm以上確保) でも可

別図16 急勾配排水減勢処理構造の例（第14条第11号関係）

